# 第２弾

# 大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費

# 補助金説明会

# 資料

（一社）大分県ＬＰガス協会

# 目 次

１．次第
１ページ

２．大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金　説明会資料
２～３７ページ

３．別添１　交付要領
３８～５３ページ

４．別添２　手引き
５４～６０ページ

５．別添３　Ｑ＆Ａ
６１～６８ページ

6．別添４　 別紙１　概算請求兼実績報告　集計表
別紙２　概算請求兼実績報告　明細一覧表

（１）消費税を含む場合
６９～７１ページ

（２）消費税を除く場合
７２～７４ページ

# 次　第

【午前の会場】

| | |
|---|---|
| １０：００～１０：０５ | 開会・挨拶 |
| １０：０５～１１：００ | 交付要領について |
| | 申請等の手引きについて |
| | 補助事業のＱ＆Ａ |
| １１：００～１１：３０ | 質疑応答 |
| １１：３０ | 閉会 |

【午後の会場】

| | |
|---|---|
| １３：３０～１３：３５ | 開会・挨拶 |
| １３：３５～１４：３０ | 交付要領について |
| | 申請等の手引きについて |
| | 補助事業のＱ＆Ａ |
| １４：３０～１５：００ | 質疑応答 |
| １５：００ | 閉会 |

# 第2弾
# 大分県ＬＰガス価格激変緩和対策
# 事業費補助金

# 説明会

1

## 説明会時間割

| 時間 | | 内容 |
|---|---|---|
| 午前の部 | 午後の部 | |
| 10:00~10:05 | 14:00~14:05 | 開会・挨拶 |
| 10:05~11:30 | 14:05~15:30 | 交付要領について |
| | | 申請等の手引きについて |
| | | 補助金事業Q＆A |
| | | 質疑・応答 |

2

## 大分県LPガス価格激変緩和対策事業（令和5年12月補正予算分）

概要資料

### 対象者

**大分県内のLPガス一般消費者等**（令和6年2月検針分の利用者）

※ コミュニティーガス（いわゆる「簡易ガス」）や県外LPガス事業者の契約者を含む
※ 工業用消費者、質量販売消費者、国・地方公共団体は含まない

### 補助の仕組み

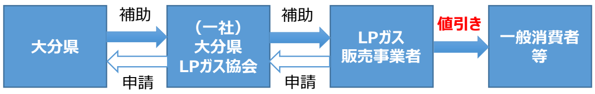


### 補助金額

値引き原資として、**1件あたり1,500円**を上限とする（＝**税込値引額　1,650円**）

### 値引きの方法

**令和6年2月検針分で値引きを行う**

※ 2月検針分が1,500円（税抜）に満たない消費者については、3月分で値引きを行う

【値引きの周知方法】

**請求書への明記**　または　**チラシの同封**　により、県の支援による値引きであることを周知

※ 消費者に対して、値引きの事実や金額について、確実に分かりやすく伝える

### スケジュール

| | |
|---|---|
| 12月13日 | 大分県議会閉会（補正予算成立） |
| 12月中旬 | 【大分県 ↔ 大分県LPガス協会】<br>交付申請書提出、交付決定 |
| 1月 | 【LPガス販売事業者 ↔ 大分県LPガス協会】<br>交付申請書提出、交付決定 |
| | 【大分県 → 大分県LPガス協会】<br>概算払 |
| 2月～3月 | **値引きの実施** |
| 2月 | 【大分県LPガス協会 → LPガス販売事業者】<br>概算払 |
| 3月～4月 | 【LPガス販売事業者 ↔ 大分県LPガス協会】<br>実績報告書提出、（完了検査）、額の確定、精算払 |
| 5月 | 【大分県 ↔ 大分県LPガス協会】<br>実績報告書提出、完了検査、額の確定、精算払 |

### 予算額

【値引き原資】**525,000千円**

【販売事業者経費】**28,000千円**
（1社あたり25,000円＋（150円×契約件数）、上限300千円）

【事務費】**10,000千円**

※財源は、国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」

## 第2弾　大分県価格激変緩和対策事業費
## 補助金申請方法フロー図

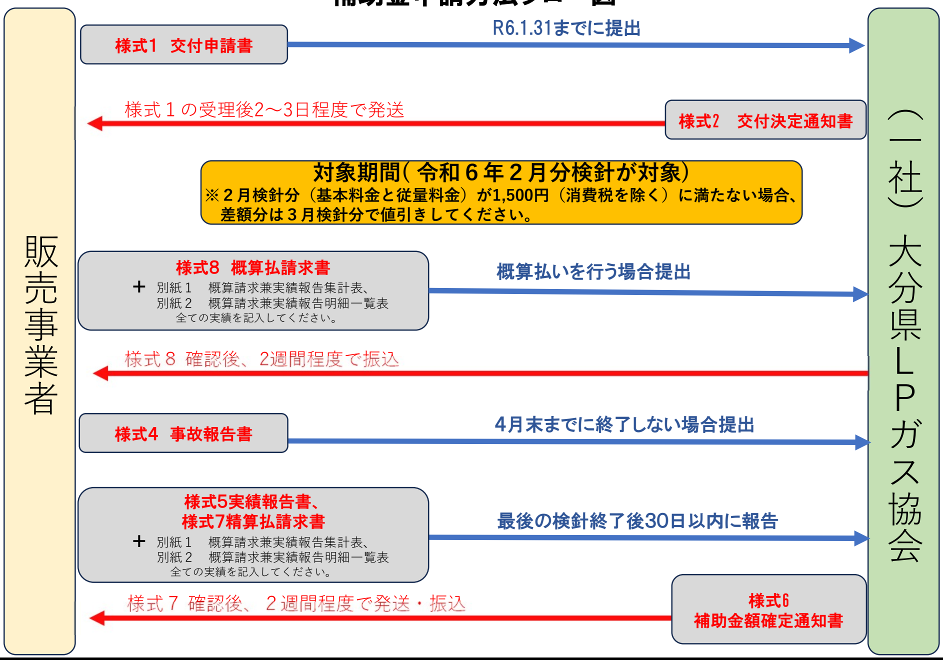

大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要領

## （通則）

第１条　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、大分県補助金等交付規則（昭和４３年大分県規則第２７号。以下「規則」という。）、大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要綱（令和５年８月３日制定。令和５年９月５日・１２月１４日一部改定。以下「要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

5

## 定義

第２条　この要領において、「協会」「対象事業者」とは、次の各号の定めるところによる。

（１）「協会」とは、大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業を実施する者として、一般社団法人大分県ＬＰガス協会をいう。

（２）「対象事業者」とは、第６条第１項の規定に基づく交付決定の通知を受けた者をいう

**※「対象事業者」とは、補助金を交付すべきと認められた事業者**

6

# 交付の目的

第３条　本事業は、大分県が指定する値引き額により、料金の値引きを行ったＬＰガスの販売事業者に対して、その値引き原資等を助成することにより、ＬＰガス料金の上昇により影響を受けている一般消費者等の負担を軽減することを目的とする。

7

# 交付の対象及び補助率

第４条　協会は、対象事業者が行うＬＰガス料金の値引き原資等に対して、要綱に基づき大分県から受けた交付決定額の範囲内で補助金を交付する。

２　値引き原資の支援対象とする一般消費者等は、大分県内でＬＰガスを消費する一般消費者等であって、質量販売による消費者、工業用等の高圧ガス保安法上の消費者並びに、国及び地方公共団体は除く。

8

3　補助対象額及び補助率は次表のとおりとする。

| 補助事業 | | 補助率 |
|---|---|---|
| 内容 | 補助対象額 | |
| ＬＰガス料金の値引き原資 | 令和６年２月検針（体積販売による契約に限る。）の一般消費者等に対して、大分県が指定する額（上限1,500円（消費税等を除く。）。なお、２月検針が1,500円（消費税等を除く。）に満たない場合等は、３月検針等を含む。）を値引きした料金で販売するのに要する値引き原資　上限1,500円（消費税等を除く。）×一般消費者等の件数（販売契約数）を予算の範囲内で助成する。 | 10/10 |
| 販売事業者経費 | ＬＰガス販売事業者が事業を実施するための作業等に要する経費として、１事業者あたり定額25,000円＋【（150円×一般消費者等の件数（販売契約数）】（上限300,000円）を予算の範囲内で助成する。 | 10/10 |

9

# 交付の申請

第5条　対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式１による補助金交付申請書を協会に提出しなければならない。

２　前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(注１）を減額して申請しなければならない。

（注意１）…（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

３　対象事業者は、別記１～３について補助金の交付申請前に確認しなければならず、第１項の交付申請書の提出をもって、これに誓約又は同意したものとする。

10

様式１（第５条関係）　交付申請書

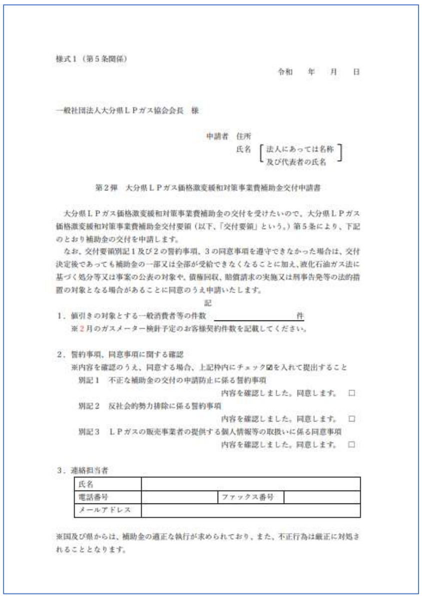

様式１（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人大分県ＬＰガス協会会長　様

申請者　住所

氏名［法人にあっては名称及び代表者の氏名］

第２弾　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付申請書

大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金の交付を受けたいので、大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要領（以下、「交付要領」という。）第５条により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、交付要領別記１及び２の誓約事項、３の同意事項を遵守できなかった場合は、交付決定後であっても補助金の一部又は全部が受給できなくなることに加え、液化石油ガス法に基づく処分等又は事案の公表の対象や、債権回収、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることに同意のうえ申請いたします。

記

１．値引きの対象とする一般消費者等の件数 ＿＿＿＿＿＿＿＿件

※２月のガスメーター検針予定のお客様契約件数を記載してください。

２．誓約事項、同意事項に関する確認

※内容を確認のうえ、同意する場合、上記枠内にチェック☑を入れて提出すること

別記１　不正な補助金の交付の申請防止に係る誓約事項

内容を確認しました。同意します。　□

別記２　反社会的勢力排除に係る誓約事項

内容を確認しました。同意します。　□

別記３　ＬＰガスの販売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

内容を確認しました。同意します。　□

３．連絡担当者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 氏名 | | | |
| 電話番号 | | ファックス番号 | |
| メールアドレス | | | |

※国及び県からは、補助金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。

別記１　不正な補助金の交付の申請防止に係る誓約事項

資料　別添１　５ページ参照

別記２　反社会的勢力排除に係る誓約事項

資料　別添１　６ページ参照

別記３　ＬＰガスの販売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

資料　別添１　７ページ参照

11

# 交付決定の通知

第６条　協会は、第５条第１項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式２による補助金交付決定通知書を対象事業者に送付するものとする。

様式2（第6条関係）　交付決定通知書

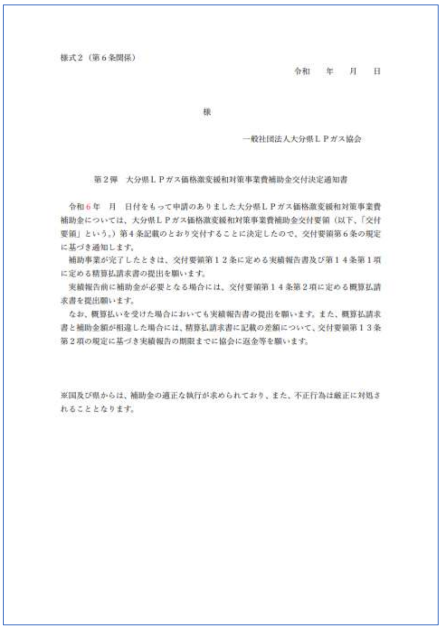

様式２（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

様

一般社団法人大分県ＬＰガス協会

第２弾　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付決定通知書

令和６年　月　日付をもって申請のありました大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金については、大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要領（以下、「交付要領」という。）第４条記載のとおり交付することに決定したので、交付要領第６条の規定に基づき通知します。

補助事業が完了したときは、交付要領第１２条に定める実績報告書及び第１４条第１項に定める精算払請求書の提出を願います。

実績報告前に補助金が必要となる場合には、交付要領第１４条第２項に定める概算払請求書を提出願います。

なお、概算払いを受けた場合においても実績報告書の提出を願います。また、概算払請求書と補助金額が相違した場合には、精算払請求書に記載の差額について、交付要領第１３条第２項の規定に基づき実績報告の期限までに協会に返金等を願います。

※国及び県からは、補助金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。

12

# 申請の取下げ

第７条　対象事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から１５日以内に協会に書面をもって届け出なければならない。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

13

# 補助事業の経理等

第８条　対象事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

**※帳簿及び全ての証拠書類とは、本補助金事業の対象期間で**

**一般消費者等の検針伝票又は請求書等の控え並びに書面交付の控えをいう。**

２　対象事業者は、前項の帳簿及び証拠種類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の翌年度から起算して**５年間**、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

**※５年間とは、令和１２年３月３１日までをいう。**

※本補助事業の完了の日の属する年度の終了後５年以内（令和１１年度まで）に権利譲渡等をした場合は、一般消費者等の値引きを実施した検針票、請求書等の控え並びに、補助事業の経費に関する帳簿及びすべての証拠書類は、必ず協会に提出をしてください。

14

# 計画変更の承認等

第９条　対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式３による申請を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき

（２）補助事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき

（３）破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき

（代理人による申請を含む。）

２　協会は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

様式３（第9条関係）　計画変更申請書

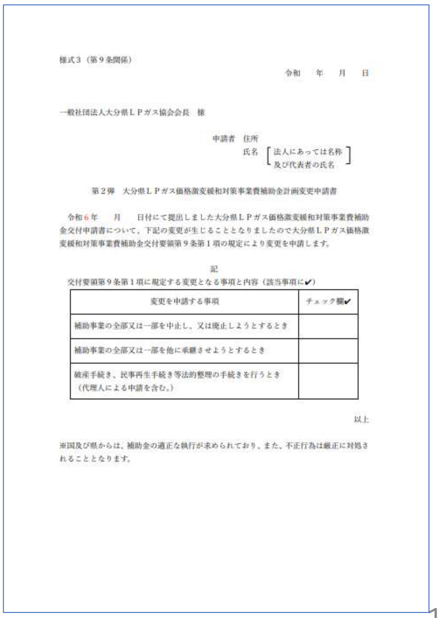

様式３（第９条関係）

令和　年　月　日

一般社団法人大分県ＬＰガス協会会長　様

申請者　住所

氏名［法人にあっては名称及び代表者の氏名］

第２弾　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金計画変更申請書

令和６年　月　日付にて提出しました大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付申請書について、下記の変更が生じることとなりましたので大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要領第９条第１項の規定により変更を申請します。

記

交付要領第９条第１項に規定する変更となる事項と内容（該当事項に✔）

| 変更を申請する事項 | チェック欄✔ |
|---|---|
| 補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするとき | |
| 補助事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき | |
| 破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請を含む。） | |

以上

※国及び県からは、補助金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。



# 債権譲渡の禁止

第１０条　対象事業者は、第６条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を協会の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

# 事故の報告

第１１条　対象事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式４による事故報告書を協会に提出し、その指示を受けなければならない。

様式4（第11条関係）　事故報告書

様式４（第１１条関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人大分県ＬＰガス協会会長　様

報告者　住所
氏名　［法人にあっては名称及び代表者の氏名］

第２弾　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金事故報告書

令和６年　月　　日付にて提出しました大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付申請書について、期間内の完了もしくは補助事業の遂行が困難となりましたので、以下に理由を添えて報告します。

記

１．事故の内容

２．対処状況および完了見込期日

３．連絡担当者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 氏名 | | | |
| 電話番号 | | ファックス番号 | |
| メールアドレス | | | |

※国及び県からは、補助金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。



# 実績報告

第１２条　対象事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を含む。）したときは、その日から起算して３０日を経過した日又は当該完了の日のまでに

（１）様式５による実績報告書

（２）別紙１　概算請求兼実績報告集計表

（３）別紙２　概算請求兼実績報告明細一覧表

を協会に提出しなければならない。

※様式７の精算払請求書も同時に提出してください。

様式５（第１２条関係）　実績報告書

様式５（第１２条関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人大分県ＬＰガス協会会長　様

報告者　住所
氏名　［法人にあっては名称及び代表者の氏名］

第２弾　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金実績報告書

大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要領（以下、「交付要領」という。）第１２条により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。
なお、補助金対象である一般消費者等は、大分県内でＬＰガスを消費する者に相違ありません。

記

１．助成を行った一般消費者等の件数　＿＿＿＿＿＿件

２．補助金実績（総額）　＿＿＿＿＿＿円
別紙１　概算請求兼実績報告集計表　補助金請求額を記載する。

３．添付書類
（１）別紙１概算請求兼実績報告書集計表
（２）別紙２概算請求兼実績報告明細一覧表
※本報告書は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した時は、その日から起算して30日を経過した日又は令和６年４月末日のいずれか早い日までに提出すること。

４．連絡担当者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 氏名 | | | |
| 電話番号 | | ファックス番号 | |
| メールアドレス | | | |

※国及び県からは、補助金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。

# 実績報告書別添書類

別紙１　概算請求兼実績報告書集計表

別紙１

概算請求兼実績報告集計表

消費税を含む場合

| | |
|---|---|
| 事業者名 | 0 |
| 記載担当者名 | 0 |

| 令和６年２月検針 | 値引き消費者件数 | 消費者への値引額 | 補助金額 |
|---|---|---|---|
| 液石法に基づく家庭・業務用消費者 | 件 | 0円 | 0円 |
| コミュニティーガスでの家庭・業務用需要家 | 件 | 0円 | 0円 |

| 令和６年３月検針 | 値引き消費者件数 | 消費者への値引額 | 補助金額 |
|---|---|---|---|
| 液石法に基づく家庭・業務用消費者 | 件 | 0円 | 0円 |
| コミュニティーガスでの家庭・業務用需要家 | 件 | 0円 | 0円 |

| 消費者値引き　総計 | 値引き消費者件数 | 消費者への値引額 | 補助金額 |
|---|---|---|---|
| 液石法に基づく家庭・業務用消費者 | 件 | 0円 | 0円 |
| コミュニティーガスでの家庭・業務用需要家 | 件 | 0円 | 0円 |

| 販売事業者経費 | 値引き消費者件数 | | 補助金額 |
|---|---|---|---|
| 基本料金 25,000円 | | | 25,000円 |

| | |
|---|---|
| 補助金請求額 | 25,000円 |



実績報告書別添書類

別紙２概算請求兼実績報告　明細一覧表

（液石法関係）

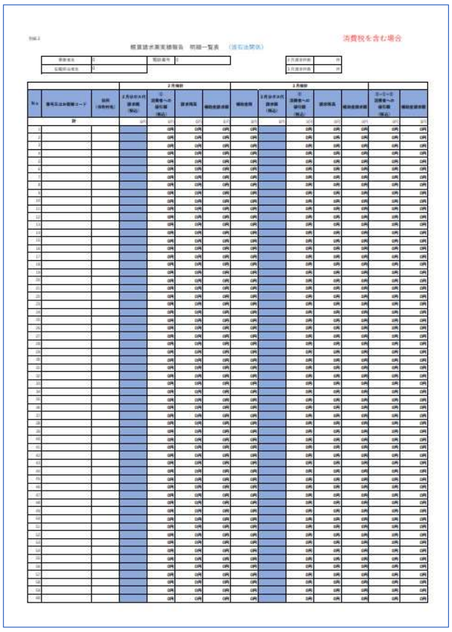

実績報告書別添書類

別紙２概算請求兼実績報告　明細一覧表
（簡易ガス関係）

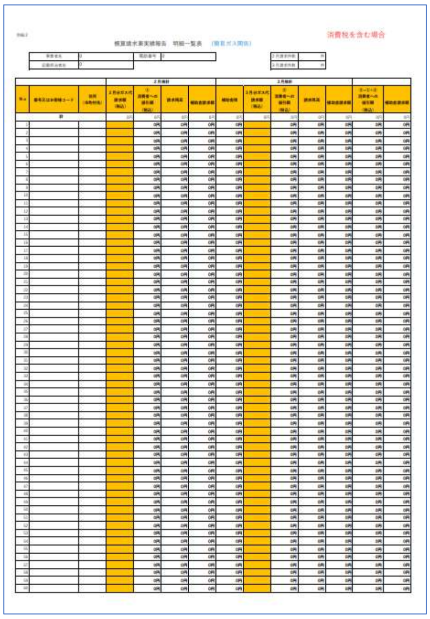




# 実績報告書別添書類

記入例

実績報告書別添書類

別紙２概算請求兼実績報告　明細一覧表

（液石法関係）

別紙２

消費税を含む場合

概算請求兼実績報告　明細一覧表　（液石法関係）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業者名 | (有)○○○○ | 電話番号 | △△△－△△△－△△△△ | ２月請求件数 | 6件 |
| 記載担当者名 | □□　□□ | | | ３月請求件数 | 1件 |

| | | | ２月検針 | | | | 3月検針 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｎｏ | 番号又はお客様コード | 住所（市町村名） | ２月分ガス代請求額（税込） | ①消費者への値引額（税込） | 請求残高 | 補助金請求額 | 補助金残 | ３月分ガス代請求額（税込） | ②消費者への値引額（税込） | 請求残高 | 補助金請求額 | ③=①+②消費者への値引額（税込） | 補助金請求額 |
| 計 | | | 32,210円 | 8,800円 | 23,410円 | 7,999円 | 1,100円 | 1,000円 | 450円 | 550円 | 409円 | 9,250円 | 8,409円 |
| 1 | 1 | 大分市 | 5,500円 | 1,650円 | 3,850円 | 1,500円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 1,650円 | 1,500円 |
| 2 | 2 | 大分市 | 1,980円 | 1,650円 | 330円 | 1,500円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 1,650円 | 1,500円 |
| 3 | 3 | 大分市 | 1,200円 | 1,200円 | 0円 | 1,090円 | 450円 | 1,000円 | 450円 | 550円 | 409円 | 1,650円 | 1,500円 |
| 4 | 4解約 | 大分市 | 1,000円 | 1,000円 | 0円 | 909円 | 650円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 1,000円 | 909円 |
| 5 | 5 | 大分市 | 2,530円 | 1,650円 | 880円 | 1,500円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 1,650円 | 1,500円 |
| 6 | 6 | 大分市 | 20,000円 | 1,650円 | 18,350円 | 1,500円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 1,650円 | 1,500円 |
| 7 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 8 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 9 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 10 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 11 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 12 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 13 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 14 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 15 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 16 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |

## 補助金の額の確定

第１３条　協会は前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式６により確定された補助金の額を対象事業者に通知するものとする。なお、帳簿等の調査ができない場合等、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないときは、当該補助事業に係る金額は補助の対象とならない。

２　協会は、対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

様式６（第１３条関係）　補助金額確定通知書

様式６（第１３条関係）

令和　　年　　月　　日

様

一般社団法人大分県ＬＰガス協会

第２弾　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金額確定通知書

令和６年　　月　　日付様式５で実績報告されました大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金については、大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要領（以下、「交付要領」という。）第１３条の規定により補助金の額を下記のとおり確定しましたので通知いたします。

記

１．補助金の額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿円

２．補助対象消費者件数　　＿＿＿＿＿＿＿＿件

※国及び県からは、補助金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。



# 補助金の支払
## 精算払請求書

第１４条　補助金は前条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。対象事業者は、補助事業完了後、様式７による精算払請求書を提出しなければならない。ただし、必要があると認められる場合については、概算払をすることができる。

様式７（第１４条関係）精算払請求書

様式７（第１４条関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人大分県ＬＰガス協会会長　様

報告者　住所
氏名［法人にあっては名称及び代表者の氏名］

第２弾　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金精算払請求書

大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要領第１４条第１項により、下記のとおり請求します。

記

１．補助金

| 補助金の額 | 既受領額 | 今回請求額 | 残額 |
|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 | 円 |

２．振込先（本支店等及び預金口座は該当するものを○で囲む。）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金融機関名 | | 支店名 | 本店<br>支店<br>出張所 |
| 預金種別 | 普通預金　当座預金 | | |
| 口座番号 | | | |
| （フリガナ）<br>届出名義 | | | |

３．連絡担当者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 氏名 | | | |
| 電話番号 | | ＦＡＸ番号 | |
| メールアドレス | | | |

※国及び県からは、補助金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。

# 補助金の支払

## 概算払請求書

２　対象事業者は、前項のただし書の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式８による概算払請求書を協会に提出しなければならない。

様式8（第１４条ただし書き関係）概算払請求書

様式８（第１４条ただし書関係）

令和　年　月　日

一般社団法人大分県ＬＰガス協会会長　様

報告者　住所

氏名　［法人にあっては名称及び代表者の氏名］

第２弾　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金概算払請求書

大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要領第１４条第１項ただし書の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。
なお、事業完了時には、実績報告書により消費者件数及助成金の総額の実績を報告します。

記

１．概算請求額（算用数字を使用すること。）＿＿＿＿＿＿＿＿円
別紙２　概算請求兼実績報告　明細一覧表（液石法）（簡易ガス）１月請求額を記載

２．添付書類　（１）別紙１概算請求兼実績報告書集計表
（２）別紙２概算請求兼実績報告明細一覧表

３．振込先（本支店等及び預金口座は該当するものを〇で囲む。）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金融機関名 | | 支店名 | 本店<br>支店<br>出張所 |
| 預金種別 | 普通預金　当座預金 | | |
| 口座番号 | | | |
| （フリガナ）<br>届出名義 | | | |

４．連絡担当者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 氏名 | | | |
| 電話番号 | | ファックス番号 | |
| メールアドレス | | | |

※国及び県からは、補助金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。

25

# 状況報告

第１５条　協会は、補助事業の適切な遂行のため必要があると認めたときは、対象事業者に対し、補助事業に関し報告を求め、又は、対象事業者の事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

26

# 交付決定の取消し等

第１６条　協会は、第９条第１項第１号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第６条第１項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

（１）対象事業者が、規則、要綱及び本要領に基づく協会の処分若しくは指示に違反した場合

（２）対象事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）対象事業者が、補助事業に関し不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（４）対象事業者が、申請内容の虚偽、本補助金を活用して取り組む事業に対する大分県が助成するほかの制度（補助金、委託金等）との重複受給等が判明した場合

（５）対象事業者が、補助事業実施期間の終了までに補助事業を完了しなかった場合

（６）対象事業者が、第１２条に定める期限内に実績報告書を提出しなかった場合

（７）対象事業者が、様式１「２．誓約事項、同意書に関する確認」事項に違反した場合

２　協会は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

27

# 対象事業者情報の変更

第１７条　対象事業者は、協会に報告している会社情報等の変更が生じた場合は、速やかに協会に届け出るものとする。

# その他

第１８条　協会は、本要領に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項について別に定めるものとする。

２　協会は、対象事業者に対し、本要領に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附則　この要領は、令和５年８月３日から施行し、同日から適用する。

附則　この要領は、大分県の令和５年度１２月補正予算に係る事業から適用する。

28

# 大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金申請等の手引き

## Ⅰ.はじめに

この手引きは、大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）を補完するものです。

本補助金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金）を財源とし、物価高騰の影響を受けている生活者の支援が目的となっていることから、国および県からは、補助金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。

交付要領を十分確認いただき、本補助金の申請及び交付を受ける際には、適正に行われますよう切にお願いいたします。

なお、本手引きは、事業開始後も適宜改訂を行うこととします。また、記載した内容を予告なく変更する場合があります。常に協会のホームページにて最新版を公開しますのでご確認願います。

29

## Ⅱ.補助金の概要と基本的な事項

### １．対象となる事業期間

２月のガスメーター検針のお客様が対象です。

なお、２月のガスメーター検針が、上限１，５００円（消費税を除く。）に満たない場合は、３月のガスメーター検針を含めて対象とします。

※２月の検針とは、２月１日～２月２９日までに行った検針をいいます。

※３月の検針とは、３月１日～３月３１日までに行った検針をいいます。

30

## 2． ＬＰガス料金とは

対象期間中に一般消費者（家庭・業務用）に請求すべき基本料金及び従量料金が対象となります。

基本料金、従量料金と別に設備使用料及びリース代等を請求する場合は、ＬＰガス価格上昇とは関係がないため対象となりません。

31

## 3． 対象者

LPガスを供給している大分県内の家庭・業務用消費者。

コミュニティーガス団地の家庭・業務用消費者も対象となります。

今回の補助金は、１契約（書面交付を交付済みの方）につき上限1,500円（消費税を除く。）となります。

家庭用（別荘等を含む）で１つの建物に２個以上ガスメーターがある場合や、入居者ごとに検針しているが、大家がまとめて販売事業者に支払っている場合であっても、契約（書面交付を交付済みの方）が１件であれば、1,500円（消費税を除く。）が上限となります。ただし入居者ごとに書面交付を行っている場合は１契約（書面交付を交付済みの方）ごとに対象となります。

32

## 4． 対象外

質量販売による消費者、工業用等の高圧ガス保安法上の消費者並びに、国及び地方公共団体。

※施設設置者が国、地方公共団体であっても例えば公営住宅の入居者や施設の利用者が直接ＬＰガス料金を負担する契約者であれば対象となります。

判断が難しい場合には、請求先がどなたか、支払者がどなたかで判断願います。また、地方公共団体が設置している団体、組合等は協会にお問い合わせください。

33

## 5． 値引き額

２月のガスメーター検針で売り上げが上がるお客様が対象です。

一般消費者等１契約（書面交付を交付済みの方）につき、上限1,500円（消費税を除く。）の値引きによる支援。

なお、２月検針で基本料金と従量料金が上限１，５００円に満たない場合は、３月検針で不足分を支援助成されますが、４月までの延長はありません。

※２月の検針とは、２月１日～２月２９日までに行った検針をいいます。

※３月の検針とは、３月１日～３月３１日までに行った検針をいいます。

34

## ６．販売事業者への交付金

上記の一般消費者等への請求額に応じて、１契約（書面交付を交付済みの方）につき、上限１，５００円（消費税を除く）を値引き原資として交付します。また、販売事業者経費として、１事業者あたり定額２５，０００円＋（１５０円×契約件数）（上限３００，０００円）を交付します。

35

# Ⅲ.申請手続き

### １.「大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付申請書」（様式１）の提出

補助金の活用により、一般消費者等のＬＰガス料金低減を行う販売事業者は、交付要領第５条により、「大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付申請書」（様式１）を協会に提出願います。

**（1）提出期限　～　令和6年1月31日（水）**

**（2）提出方法　協会へ持参、郵送、電子メールにて（できるだけExcelファイルでの）添付のうえ送信**

**※郵送の場合は、31日消印有効です。**

**※申請書は、「事業者」として提出してください。**

**※申請書に印鑑は不要です。**

36

**（３）値引きの対象となる一般消費者の件数**

**申請時の件数を記載してください。件数の定義は「Ⅱ.補助金の概要と基本的な事項の3.」のとおりです。**

**申請時の件数は、実績報告書（様式５）で確定しますので、申請後に件数の増減が生じても結構です。まずは、期限内に申請願います。**

**ただし、補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとする場合等は、計画変更申請書（様式3）の提出を願います。**

37

# Ⅳ.事業の実施と実績報告書の提出、請求手続き

１．「大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付決定通知書」（様式2）の送付

Ⅲの交付申請書を提出された事業者には、協会から交付決定通知書（様式２）を送付、又は、電子メールに添付して送信します。

２．「大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金実績報告書」（様式５）の提出

ＬＰガス料金の値引き件数と総額が確定しましたら、速やかに（事業完了から３０日以内）協会まで実績報告書（様式５）を提出願います。

値引き原資の協会への請求額は、一般消費者等に値引きを行った総額（税込み）を消費税率１０%で割り引いた額となります。

例　値引き額１，６５０円／１．１＝請求額１，５００円

38

値引き対象となった一般消費者等の件数の根拠として、別紙１「概算請求兼実績報告集計表」並びに、別紙２「概算請求兼実績報告　明細一覧表」に記入して添付してください。

一般消費者等の値引きを実施した検針票、請求書等の控え並びに、補助事業の経費に関する帳簿及びすべての証拠書類とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後５年間（令和１１年度まで）保管し、協会、または県、国等の閲覧に供せるよう保管してください。

なお、本補助事業の完了の日の属する年度の終了後５年以内（令和１０年度まで）に権利譲渡等をした場合は、一般消費者等の値引きを実施した検針票、請求書等の控え並びに、補助事業の経費に関する帳簿及びすべての証拠書類は、必ず協会に提出をしてください。



３．「大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金精算払請求書」（様式７）の提出

上記２の実績報告書と同時に、精算払請求書（様式７）を協会まで提出願います。
なお、右上の日付は空欄にしておいてください。

４．「大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金額確定通知書」（様式６）の送付

上記２の実績報告書を提出されましたら、協会から補助金確定通知書を郵送いたします。

５．補助金の支払い

上記３．の請求に基づき、協会から指定の口座に振り込みます。

# Ⅴ.概算払いについて

販売事業者の一般消費者への値引き額の立て替え負担の軽減のため、実績報告の前に概算払い(２月検針の値引き実績) の請求をし、支払いを受けることができます。

１．「大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金概算請求書」(様式８) の提出

概算払いを希望する販売事業者は、希望する月のＬＰガス料金の請求件数、値引き総額が確定しましたら、概算払請求書（様式８）と別紙１「概算請求兼実績報告集計表」並びに、別紙２「概算請求兼実績報告　明細一覧表」に記入して提出してください。

41

以降の手続きは、Ⅳの２．から４．と同じです。

なお、概算払いの総額と実績報告書に基づくⅣの３．の総額が異なる場合には、

４．の精算払請求書に（様式７）に協会から通知する補助金額確定通知書の

補助金額を記載され、

概算払いの総額が補助金額を超えている場合は、

△又はマイナス表示にて返還額を記入し、

補助金額を下回る場合には、不足額を記入してください。

概算払いの総額と補助金額が同額の場合には、

精算払請求額は、０円となります。

42

# Ⅵ．検針、請求、料金受領時等のチラシについて

検針票、請求書、Ｗｅｂ明細、領収書に「大分県からの支援により、令和６年２月検針分のＬＰガス料金から、上限1,500円（消費税を除く）が値引きされます。」等を明示するか、別添のチラシ（Ｐ２３）を必ず値引きしたお客様にお渡しください。

なお、減額の表示例は下記のとおりです。



**値引き額（消費税を含む場合）**

| | | |
|---|---|---|
| ２月　ガス使用量<br>〇〇．〇㎥ | 請求予定金額<br>（消費税を含む） | ３，８５０円 |

いつもありがとうございます。

引き落とし予定日２月〇〇日

〇〇町０－０－０
□□ガス店
電話０００－００００

| | |
|---|---|
| 基本料金 | 2,000円 |
| 従量料金 | 3,000円 |
| 小計 | 5,000円 |
| 消費税（１０%） | 500円 |
| | △1,650 円 |

**値引き額（消費税を除く場合）**

| 2月　ガス使用量<br>〇〇．〇㎥ | 請求予定金額<br>（消費税を含む） | ３，８５０円 |
|---|---|---|

いつもありがとうございます。

引き落とし予定日２月〇〇日

〇〇町０－０－０
□□ガス店
電話０００－００００

| | |
|---|---|
| 基本料金 | 2,000円 |
| 従量料金 | 3,000円 |
| 小計 | 5,000円 |
| | △1,500 円 |
| 消費税（１０％） | 350円 |



別添チラシ

# 大分県LPガス価格激変緩和対策
# 事業費補助金

# Q&A

令和５年１２月１４日
一般社団法人大分県ＬＰガス協会



【本事業の趣旨について】

**Q.1　本事業の目的や趣旨は**

A　本補助金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金）を財源とし、物価高騰の影響を受けている生活者の支援が目的となっています。

**Q.2　本事業に必ず参加しなければならないのか**

A　参加は、原則任意ではありますが、県内のLPガス利用の一般消費者等の負担軽減を図る趣旨であることにより、販売事業者としての責務と考えますので、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

## Q.3　支援金の金額（消費税を除く。）はいくらなのか

A　一般消費者等１契約（書面交付を交付済みの方）につき上限1,500円（消費税を除く。）の値引きによる支援。

49

【対象となる販売事業者について】

## Q.4　県内に本店・支店が複数ある場合は

A　販売事業者単位となります。（事業所が数か所ある場合は、販売事業者で一括して申請してください。）

50

**Q.5　県外の販売事業者が大分県内に顧客を有する場合、本事業の対象事業者か**

A　県内の家庭業務用の消費者、１契約（書面交付を交付済みの方）につき対象となりますので、県外の販売事業者であっても対象事業者となります。

**Q.6　コミュニティーガス（旧簡易ガス）は対象か**

A　対象となります。

51

**Q.7　コミュニティーガス（旧簡易ガス）の事業者が本事業に参加する場合、ガス事業法の手続きは**

A　経過措置団地へ供給事業者は、特別供給条件許可申請が必要となりますので、詳細は九州経済産業局電力ガス事業課にお問い合わせください。

また、自由化契約団地へ供給事業者は、お客様向けの書面交付（ガス事業法第14条・15条）が必要となります。

52

【値引きの対象消費者について】

## Q.8 どのような消費者が対象か

A 県内すべての家庭・業務用のLPガス一般消費者等（書面交付を交付済みの方）が対象となります。

ただし、質量販売による消費者、工業用等の高圧ガス保安法上の消費者並びに、国及び地方公共団体は対象外となります。

53

## Q.9 大分県在住の消費者と考えてよいか。戸籍が県外でも支給できるのか

A 大分県在住の契約者（書面交付を交付済みの方）が対象となります。

戸籍は関係ありません。

## Q.10 協会に、お客様から値引きがないという問い合わせがあり、立ち入り検査の結果値引きの証拠が確認できなかった場合

A 当該補助金の全部または一部を返還いただくこととなります。

54

**Q. 11　公共施設は対象外とあるが、役所が民間委託している施設などは対象か。**

A　LPガス料金の支払いが、施設の利用者（テナント等）及び自治会所有の公民館（書面交付を交付済みの場合）は対象となります。

ただし、地方公共団体所有の施設で管理者が民間事業者（指定管理者等）である公共施設は対象外となります。**（地方公共団体から管理料が支払われていない場合を除く）**

なお、判断が難しい場合は協会にご確認ください。

55

**Q. 12　二世帯住宅はそれぞれ対象か**

A　１契約（書面交付を交付済み）のみの場合は、１契約分のみが対象となります。

世帯毎に契約（書面交付を交付済み）し基本料金＋従量料金がそれぞれに発生している場合は、それぞれに対象となります。

**Q. 13　会社住宅で会社がすべてのメーターを契約している場合はどのようになるのか**

A　原則、値引きは会社（書面交付を交付済み）への請求分のみが対象となります。

ただし、個別に契約（書面交付を交付済み）している場合は、メーター毎に値引き対象です。

56

【値引きができない対象消費者について】

**Q. 14　基本料金は発生するが、利用実績が無い（0㎥）消費者は対象か**

Ａ　２月のガスメーター検針のお客様が対象です。

ＬＰガス料金とは、基本料金＋従量料金となりますので、対象となります。

**Q.15　別荘など使用が不定期な消費者・料金滞納者・半年払いなど毎月の支払がない消費者も対象か**

Ａ　２月のガスメーター検針があれば、対象となります。

※２月のガスメーター検針とは、
２月１日～２月２９日までに行った検針をいいます。

57

【転入居の消費者の対応について】

**Q. 16　消費者が2月検針前に退去した場合対象となるのか**

Ａ　２月のＬＰガスメーター検針が対象となります。

※２月のガスメーター検針とは、

２月１日～２月２９日までに行った検針をいいます。

**Q. 17　2月1日以降に入居した消費者も補助の対象となるのか**

Ａ　２月のＬＰガスメーター検針が対象となります。

※２月のガスメーター検針とは、

２月１日～２月２９日までに行った検針をいいます。

58

【値引き手続き関係について】

## Q. 18　値引き期間はいつまで可能か

A　２月のガスメーター検針で売り上げが上がる場合が対象です。

２月検針で基本料金と従量料金が上限１，５００円に満たない場合は、

３月検針で不足分を支援助成されます。４月までの延長はありません。

※２月の検針とは、２月１日～２月２９日までに行った検針をいいます。

※３月の検針とは、３月１日～３月３１日までに行った検針をいいます。

59

## Q. 19　1回でまとめて1,500円(消費税を除く。)の値引きは可能か

A　２月のガスメーター検針で、ＬＰガス料金が１，５００円（消費税を除く。）を超えていれば、１回で値引きをお願いいたします。

また、２月、３月に分割して値引きをすることもできます。

ただし、４月からは対象外となります。

60

**Q. 20　消費者への値引き周知は、検針伝票又は請求書への明記でよいのか**

Ａ　「大分県からの支援により、令和６年２月検針分のＬＰガス料金から、上限1,500円（消費税を除く）が値引きされます。」等を検針票や請求書に明示するか、別添のチラシ（Ｐ23）を準備していますので、そのチラシで明記に代えることができます。協会ＨＰ「大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金」のその他関係書類ダウンロードにチラシデータをアップしております。

**Q. 21　システムの都合等により検針票や請求書への明示記載が困難な場合の対応は**

Ａ　チラシの添付等により対応してください。

ただし、検針票等で値引きされている事が一般消費者に分かるようにしてください。

なお、圧着ハガキの請求書並びに電子請求書にて明示記載が困難な場合は大分県ＬＰガス協会へお問い合わせください。

61

【実績報告について】

**Q. 22　書面交付の確認はいつ行うのか**

Ａ　実績報告後５年間保存が義務付けられていますので、後日の立入調査を行った際などに確認できるようにしておいてください。

万が一書面交付をしていない、若しくは令和６年３月以降の契約の消費者が判明した場合は、補助金の返納等について、大分県の判断を仰ぎます。最悪の場合は、その消費者だけでなく、全額補助金の返納を求める場合があります。

62

**Q. 23　当該事業の実績報告はいつまでに行わなければならないのか**

A　最後の検針終了後３０日以内に報告をお願いします。

**Q. 24　概算払請求書並びに精算払請求書の提出時に添付する別紙1「概算請求兼実績報告集計表」、別紙2「概算請求兼実績報告明細一覧表」を自社作成でもよいか**

A　別紙１並びに別紙２の内容を包含されていれば問題ありませんが、
必ずExcelファイルにて作成してください。
Excelファイルはデータとして送信してください。



**Q. 25　補助金の入金はいつ頃になるのか**

A　協会へ概算払請求書並びに精算払請求書が届いてから２週間程度の見込みです

**Q. 26　値引き分を立て替えることにより、資金繰りの問題があることから、補助金の前払いは可能か**

A　資金繰りが難しい場合は、概算払い（２月検針の値引き実績）請求での支払いも可能とします。

**Q. 27　値引き方法は、消費税率を乗じる前か後のどちらの金額で処理するのか**

A　消費税率を乗じる前か後かは、事業者で判断してください。

65

**Q. 28　申請書類の提出方法は**

A　持参又は郵送又はメールにて（できるだけExcelファイルでの）ご提出をお願いします。

不明な点は、大分県ＬＰガス協会へご確認お願いします。

問合せ先及びメールは以下よりしてください。

名称　大分県LPガス協会

電話　097-558-5483

E-mail hojokin@oitalpg.or.jp

66

【その他の疑義について】

**Q. 29　振込手数料も補助金の対象か**

A　ＬＰガス料金からの値引きであることから、振込手続き等の業務が発生することはないため、対象外です。

**Q. 30　交付申請時と精算払請求時において、消費者戸数が増減するが問題ないか**

A　消費者の入退去がありますので、問題ありません。

67

**Q. 31　概算払い請求で申請した金額より支払い実績が少なくなった場合はどうしたらよいか**

A　概算払い金額と実績報告請求書との差額分で剰余分は返金頂く必要があります。

不足分があった場合、実績内容を確認後、残りの支援金額をお振込みします。

68

# 補助金がなかった場合の利益確認

- ガス売上高　11,000円
- ガス仕入高　6,600円
- 売上総利益（粗利）　4,400円
- 租税公課（消費税）　400円
- 利益　4,000円

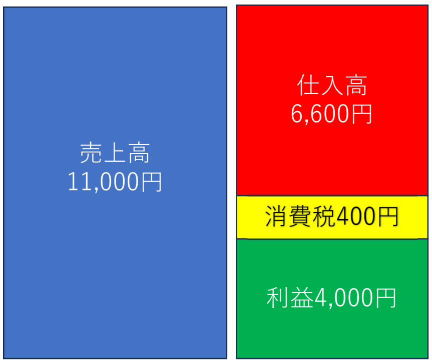


69

# 補助金がある場合の利益確認

- ガス売上高　11,000円
- 売上値引き　△1,650円
- ガス仕入高　6,600円
- 売上総利益（粗利）　2,750円
- 租税公課（消費税）　250円
- 雑収入（補助金）　1,500円
- 利益　4,000円

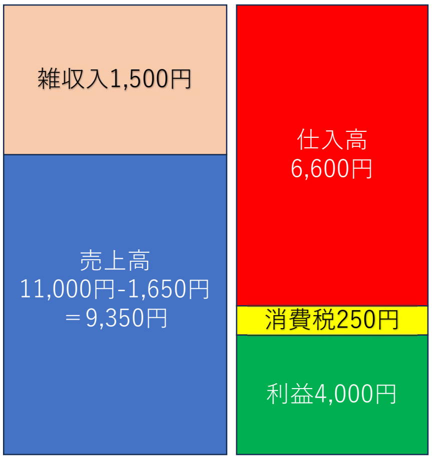


70

## 補助金の有無による事業者の負担確認

| | 入金 | | 消費税納税額 | | 税引後現預金残額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 補助金無 | 11,000 | − | 400 | ＝ | 10,600 | 同額 |
| | 入金 | | 消費税納税額 | | 税引後現預金残額 | |
| 補助金有 | 10,850<br>(9,350+1,500) | − | 250 | ＝ | 10,600 | |

結論 ： 補助金の有無による事業者に負担に相違はない

※消費税の計算

| | 預かり消費税 | | 仕入消費税 | | 納税額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 補助金無 | 1,000 | − | 600 | ＝ | 400 | １５０円マイナス |
| | 入金 | | 消費税納税額 | | 税引後現預金残額 | |
| 補助金有 | 850 | − | 600 | ＝ | 250 | |

71

## 消費税を除く。経理で考えた場合

- ガス売上高　10,000円　1,000円
- 売上値引き　△1,500円　△150円
- ガス仕入高　　6,000円　　600円
- 売上総利益　　2,500円
- 雑収入　　　　1,500円
- 利益　　　　　4,000円 納付250円

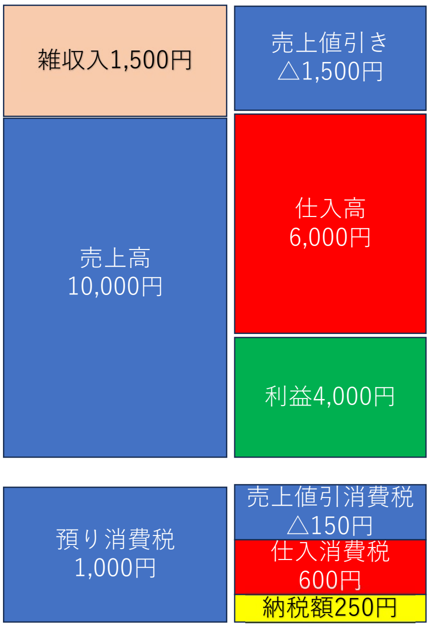


72

# 違いの確認

・補助金がない場合は、入金額が11,000円なのに対して補助金がある場合は、入金額が10, 850円と150円少なくなります。
（お客様から9,350円と補助金1,500円）
・手取り金額は150円少なくなりますが、税務署に納める消費税額が250円から100円に減少し150円納付額が少なくなります。

結論

・入金が150円少なくなりますが、支払も150円少なくなりますので手取り金額は同額になります。

73

別添１

# 大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要領

制　　定　令和５年８月３日
一部改定　令和５年９月５日
一部改定　令和５年１２月１４日
発行人　一般社団法人大分県ＬＰガス協会

（通則）
第１条　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、大分県補助金等交付規則（昭和４３年大分県規則第２７号。以下「規則」という。）、大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要綱（令和５年８月３日制定。以下「要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

（定義）
第２条　この要領において、「協会」「対象事業者」とは、次の各号の定めるところによる。
（１）「協会」とは、大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業を実施する者として、一般社団法人大分県ＬＰガス協会をいう。
（２）「対象事業者」とは、第６条第１項の規定に基づく交付決定の通知を受けた者をいう。

（交付の目的）
第３条　本事業は、大分県が指定する値引き額により、料金の値引きを行ったＬＰガスの販売事業者に対して、その値引き原資等を助成することにより、ＬＰガス料金の上昇により影響を受けている一般消費者等の負担を軽減することを目的とする。

（交付の対象及び補助率）
第４条　協会は、対象事業者が行うＬＰガス料金の値引き原資等に対して、要綱に基づき大分県から受けた交付決定額の範囲内で補助金を交付する。

２　値引き原資の支援対象とする一般消費者等は、大分県内でＬＰガスを消費する一般消費者等であって、質量販売による消費者、工業用等の高圧ガス保安法上の消費者並びに、国及び地方公共団体は除く。

３　補助対象額及び補助率は次表のとおりとする。

| 補助事業 | | 補助率 |
|---|---|---|
| 内　容 | 補助対象額 | |
| ＬＰガス料金の値引き原資 | 令和６年２月検針（体積販売による契約に限る。）の一般消費者等に対して、大分県が指定する額（上限1,500円（消費税等を除く。）。なお、２月検針が1,500円（消費税等を除く。）に満たない場合等は、３月検針等を含む。）を値引きした料金で販売するのに要する値引き原資　上限1,500円（消費税等を除く。）×一般消費者等の件数（販売契約数）を予算の範囲内で助成する。 | 10/10 |
| 販売事業者経費 | ＬＰガス販売事業者が事業を実施するための作業等に要する経費として、１事業者あたり定額25,000円+（150円×一般消費者等の件数（販売契約数））（上限300,000円）を予算の範囲内で助成する。 | 10/10 |

（交付の申請）

第５条　対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式１による補助金交付申請書を協会に提出しなければならない。

２　前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）を減額して申請しなければならない。

３　対象事業者は、別記１～３について補助金の交付申請前に確認しなければならず、第１項の交付申請書の提出をもって、これに誓約又は同意したものとする。

（交付決定の通知）

第６条　協会は、第５条第１項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認められたときは、交付決定を行い、様式２による補助金交付決定通知書を対象事業者に送付するものとする。

（申請の取下げ）

第７条　対象事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から１５日以内に協会に書面をもって届け出なければならない。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の経理等）
第８条　対象事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２　対象事業者は、前項の帳簿及び証拠種類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の翌年度から起算して５年間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）
第９条　対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式３による申請を協会に提出し、その承認を受けなければならない。
（１）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき
（２）補助事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき
（３）破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請を含む。）
２　協会は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（債権譲渡の禁止）
第１０条　対象事業者は、第６条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を協会の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（事故の報告）
第１１条　対象事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式４による事故報告書を協会に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）
第１２条　対象事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を含む。）したときは、その日から起算して３０日を経過した日までに様式５による実績報告書を協会に必要書類を添付して提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）
第１３条　協会は前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式６により確定された補助金の額を対象事業者に通知するものとする。なお、帳簿等の調査ができない場合等、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないときは、当該補助事業に係る金額は補助の対象とならない。

２　協会は、対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

（補助金の支払）

第１４条　補助金は前条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。対象事業者は、補助事業完了後、様式７による精算払請求書を提出しなければならない。ただし、必要があると認められる場合については、概算払をすることができる。

２　対象事業者は、前項のただし書の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式８による概算払請求書を協会に提出しなければならない。

（状況報告）

第１５条　協会は、補助事業の適切な遂行のため必要があると認めたときは、対象事業者に対し、補助事業に関し報告を求め、又は、対象事業者の事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

（交付決定の取消し等）

第１６条　協会は、第９条第１項第１号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第６条第１項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

（１）対象事業者が、規則、要綱及び本要領に基づく協会の処分若しくは指示に違反した場合

（２）対象事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）対象事業者が、補助事業に関し不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（４）対象事業者が、申請内容の虚偽、本補助金を活用して取り組む事業に対する大分県が助成するほかの制度（補助金、委託金等）との重複受給等が判明した場合

（５）対象事業者が、補助事業実施期間の終了までに補助事業を完了しなかった場合

（６）対象事業者が、第１２条に定める期限内に実績報告書を提出しなかった場合

（７）対象事業者が、様式１「２．誓約事項、同意書に関する確認」事項に違反した場合

２　協会は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

（対象事業者情報の変更）

第１７条　対象事業者は、協会に報告している会社情報等の変更が生じた場合は、速やかに協会に届け出るものとする。

（その他）

第１８条　協会は、本要領に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項について別に定めるものとする。

２　協会は、対象事業者に対し、本要領に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附則　この要領は、令和５年８月３日から施行し、同日から適用する。

附則　この要領は、大分県の令和５年度１２月補正予算に係る事業から適用する。

別　記１

不正な補助金の交付の申請防止に係る誓約事項

当事業所は、補助金の申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）当事業所は、協会の求めに応じ、適切なＬＰガス料金値引きを実施及びその帳簿等の提出に協力します。
（２）当事業所は、当方の帰責の有無に関わらず、不正な補助金申請に該当する可能性があると協会が判断する場合は、その調査が完了するまで当該補助金申請金額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。
（３）当事業所は、上記に該当する他、不正な補助金申請及び受給が発生しないよう、県及び協会の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに同意します。
（４）当事業所は、架空の申請や水増し報告等の不正請求※１，不適切な行為※２等は行いません。

※１：不正請求について
偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治４０年法律第４５号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとすること。

※２：不適正な行為
①補助金相当分をあらかじめ単価に上乗せする等、本来の価格が不適切に設定されていること
②支援対象期間に合わせた値上げを故意的に行うこと
③価格について、補助金による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること

以上

別　記２

反社会的勢力排除に係る誓約事項

当事業所は、補助金の交付を申請するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
（２）暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
（３）暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
（４）暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
（５）総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
（６）社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
（７）特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
（８）前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
イ　前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
ロ　前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
ハ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
ニ　前各号に掲げる者に資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
ホ　その他前各号に掲げる者と役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、檀大である場合は代表者、その他経営に実質的に関与している者）が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

以上

別　記３

ＬＰガスの販売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

当事業所は、補助事業への応募及び補助金の交付の申請にあたり、以下の事項を確認し同意します。

記

協会は、本補助事業の実施に必要な範囲で、ＬＰガスの販売事業者が提供する個人情報を取り扱うものとします。なお、協会は、ＬＰガスの販売事業者が提供する情報を事業の終了後５年間保存し、協会の業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び第三者等に提供することができます。また、協会及び大分県は、ＬＰガスの販売事業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。

以上

大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金　交付要領

様式一覧表

様式１　第２弾　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金　交付申請書（第５条関係）

様式２　第２弾　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金　交付決定通知書（第６条関係）

様式３　第２弾　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金　計画変更申請書（第９条関係）

様式４　第２弾　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金　事故報告書（第１１条関係）

様式５　第２弾　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金　実績報告書（第１２条関係）

様式６　第２弾　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金　確定通知書（第１３条関係）

様式７　第２弾　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金　精算払請求書（第１４条関係）

様式８　第２弾　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金　概算払請求書
（第１４条ただし書き関係）

様式１（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人大分県ＬＰガス協会会長　様

申請者　住所

氏名　［法人にあっては名称及び代表者の氏名］

第２弾　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付申請書

大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金の交付を受けたいので、大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要領（以下、「交付要領」という。）第５条により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、交付要領別記１及び２の誓約事項、３の同意事項を遵守できなかった場合は、交付決定後であっても補助金の一部又は全部が受給できなくなることに加え、液化石油ガス法に基づく処分等又は事案の公表の対象や、債権回収、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることに同意のうえ申請いたします。

記

１．値引きの対象とする一般消費者等の件数　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿件

※２月のガスメーター検針予定のお客様契約件数を記載してください。

２．誓約事項、同意事項に関する確認

※内容を確認のうえ、同意する場合、上記枠内にチェック☑を入れて提出すること

別記１　不正な補助金の交付の申請防止に係る誓約事項

内容を確認しました。同意します。　□

別記２　反社会的勢力排除に係る誓約事項

内容を確認しました。同意します。　□

別記３　ＬＰガスの販売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

内容を確認しました。同意します。　□

３．連絡担当者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 氏名 | | | |
| 電話番号 | | ファックス番号 | |
| メールアドレス | | | |

※国及び県からは、補助金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。

様式２（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

様

一般社団法人大分県ＬＰガス協会

第２弾　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付決定通知書

令和６年　月　日付をもって申請のありました大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金については、大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要領（以下、「交付要領」という。）第４条記載のとおり交付することに決定したので、交付要領第６条の規定に基づき通知します。

補助事業が完了したときは、交付要領第１２条に定める実績報告書及び第１４条第１項に定める精算払請求書の提出を願います。

実績報告前に補助金が必要となる場合には、交付要領第１４条第２項に定める概算払請求書を提出願います。

なお、概算払いを受けた場合においても実績報告書の提出を願います。また、概算払請求書と補助金額が相違した場合には、精算払請求書に記載の差額について、交付要領第１３条第２項の規定に基づき実績報告の期限までに協会に返金等を願います。

※国及び県からは、補助金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。

様式３（第９条関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人大分県ＬＰガス協会会長　様

申請者　住所

氏名　［法人にあっては名称及び代表者の氏名］

第２弾　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金計画変更申請書

令和６年　　月　　日付にて提出しました大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付申請書について、下記の変更が生じることとなりましたので大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要領第９条第１項の規定により変更を申請します。

記

交付要領第９条第１項に規定する変更となる事項と内容（該当事項に✔）

| 変更を申請する事項 | チェック欄✔ |
|---|---|
| 補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするとき | |
| 補助事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき | |
| 破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請を含む。） | |

以上

※国及び県からは、補助金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。

様式４（第１１条関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人大分県ＬＰガス協会会長　様

報告者　住所

氏名　［法人にあっては名称及び代表者の氏名］

第２弾　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金事故報告書

令和６年　月　　日付にて提出しました大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付申請書について、期間内の完了もしくは補助事業の遂行が困難となりましたので、以下に理由を添えて報告します。

記

１．事故の内容

２．対処状況および完了見込期日

３．連絡担当者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 氏名 | | | |
| 電話番号 | | ファックス番号 | |
| メールアドレス | | | |

※国及び県からは、補助金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。

様式５（第１２条関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人大分県ＬＰガス協会会長　様

報告者　住所

氏名　［法人にあっては名称
及び代表者の氏名］

第２弾　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金実績報告書

大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要領（以下、「交付要領」という。）第１２条により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

なお、補助金対象である一般消費者等は、大分県内でＬＰガスを消費する者に相違ありません。

記

１．助成を行った一般消費者等の件数　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿件

２．補助金実績（総額）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

別紙１　概算請求兼実績報告集計表　補助金請求額を記載する。

３．添付書類

（１）別紙１概算請求兼実績報告書集計表

（２）別紙２概算請求兼実績報告明細一覧表

※本報告書は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した時は、その日から起算して30日を経過した日又は令和６年４月末日のいずれか早い日までに提出すること。

４．連絡担当者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 氏名 | | | |
| 電話番号 | | ファックス番号 | |
| メールアドレス | | | |

※国及び県からは、補助金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。

様式６（第１３条関係）

令和　　年　　月　　日

様

一般社団法人大分県ＬＰガス協会

第２弾　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金額確定通知書

令和６年　　月　　日付様式５で実績報告されました大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金については、大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要領（以下、「交付要領」という。）第１３条の規定により補助金の額を下記のとおり確定しましたので通知いたします。

記

１．補助金の額　　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２．補助対象消費者件数　　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿件

※国及び県からは、補助金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。

様式７（第１４条関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人大分県ＬＰガス協会会長　様

報告者　住所

氏名　［法人にあっては名称及び代表者の氏名］

第２弾　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金精算払請求書

大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要領第１４条第１項により、下記のとおり請求します。

記

１．補助金

| 補助金の額 | 既受領額 | 今回請求額 | 残額 |
|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 | 円 |

２．振込先（本支店等及び預金口座は該当するものを○で囲む。）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金融機関名 | | 支店名 | 本店<br>支店<br>出張所 |
| 預金種別 | 普通預金　　　　当座預金 | | |
| 口座番号 | | | |
| （フリガナ）<br>届出名義 | | | |

３．連絡担当者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 氏名 | | | |
| 電話番号 | | ＦＡＸ番号 | |
| メールアドレス | | | |

※国及び県からは、補助金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。

様式８（第１４条ただし書関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人大分県ＬＰガス協会会長　様

報告者　住所

氏名　［法人にあっては名称及び代表者の氏名］

第２弾　大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金概算払請求書

大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要領第１４条第１項ただし書の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

なお､事業完了時には､実績報告書により消費者件数及助成金の総額の実績を報告します。

記

１．概算請求額（算用数字を使用すること。）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

別紙２　概算請求兼実績報告　明細一覧表（液石法）（簡易ガス）１月請求額を記載

２．添付書類　（１）別紙１概算請求兼実績報告書集計表

（２）別紙２概算請求兼実績報告明細一覧表

３．振込先（本支店等及び預金口座は該当するものを○で囲む。）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金融機関名 | | 支店名 | 本店<br>支店<br>出張所 |
| 預金種別 | 普通預金　　当座預金 | | |
| 口座番号 | | | |
| （フリガナ）<br>届出名義 | | | |

４．連絡担当者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 氏名 | | | |
| 電話番号 | | ファックス番号 | |
| メールアドレス | | | |

※国及び県からは、補助金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。

別添２

# 大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金申請等の手引き

（一社）大分県ＬＰガス協会
令和５年１２月１４日制定

## Ⅰ.はじめに

この手引きは、大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）を補完するものです。
本補助金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金）を財源とし、物価高騰の影響を受けている生活者の支援が目的となっていることから、国および県からは、補助金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。
交付要領を十分確認いただき、本補助金の申請及び交付を受ける際には、適正に行われますよう切にお願いいたします。
なお、本手引きは、事業開始後も適宜改訂を行うこととします。また、記載した内容を予告なく変更する場合があります。常に協会のホームページにて最新版を公開しますのでご確認願います。

## Ⅱ.補助金の概要と基本的な事項

１．対象となる事業期間

２月のガスメーター検針のお客様が対象です。

なお、２月のガスメーター検針が、上限１，５００円（消費税を除く）に満たない場合は、３月のガスメーター検針を含めて対象とします。

※２月の検針とは、２月１日～２月２９日までに行った検針をいいます。

※３月の検針とは、３月１日～３月３１日までに行った検針をいいます。

２．ＬＰガス料金とは

対象期間中に一般消費者（家庭・業務用）に請求すべき基本料金及び従量料金が対象となります。基本料金、従量料金と別に設備使用料及びリース代等を請求する場合は、ＬＰガス価格上昇とは関係がないため対象となりません。

３．対象者

大分県内の家庭・業務用消費者。

コミュニティーガスの家庭・業務用消費者も対象となります。

今回の補助金は、１契約（書面交付を交付済みの方）につき上限１，５００円（消費税を除く）です。

家庭用（別荘等を含む）で１つの建物に２個以上ガスメーターがある場合や、入居者ごとに検針しているが、大家がまとめて販売事業者に支払っている場合であっても、契約（書面交付を交付済みの方）が１件であれば、上限１，５００円（消費税を除く）となります。

ただし、入居者ごとに書面交付を交付している場合は、１契約ごとに対象とします。

４．対象外

質量販売による消費者、工業用等の高圧ガス保安法上の消費者並びに、国及び地方公共団体。

※施設設置者が国、地方公共団体であっても例えば公営住宅の入居者や施設の利用者が直接ＬＰガス料金を負担する契約者であれば対象となります。

判断が難しい場合には、請求先がどなたか、支払者がどなたかで判断願います。また、地方公共団体が設置している団体、組合等は協会にお問い合わせください。

※地方公共団体所有の施設で管理者が民間事業者（指定管理者等）である公共施設も対象外となります。（地方公共団体から管理料が支払われていない場合を除く）」

５．値引き額

２月のガスメーター検針で売り上げが上がるお客様が対象です。

一般消費者等１契約（書面交付を交付済みの方）につき、上限１，５００円（消費税を除く）の値引きによる支援。

なお、２月検針で基本料金と従量料金が上限１，５００円に満たない場合は、３月検針で不足分を支援助成されます。ただし、４月までの延長はありません。

※２月の検針とは、２月１日～２月２９日までに行った検針をいいます。

※３月の検針とは、３月１日～３月３１日までに行った検針をいいます。

６．販売事業者への交付金

上記の一般消費者等への請求額に応じて、１契約（書面交付を交付済みの方）につき、上限１，５００円（消費税を除く）を値引き原資として交付します。また、販売事業者経費として、１事業者あたり定額２５，０００円＋（１５０円×契約件数）（上限３００，０００円）を交付します。

## Ⅲ.申請手続き

１．「大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付申請書」**（様式１）**の提出

補助金の活用により、一般消費者等のＬＰガス料金低減を行う販売事業者は、交付要領第５条により、「大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付申請書」**（様式１）**を協会に提出願います。

（１）提出期限　令和５年１月３１日(水)

（２）提出方法　協会へ持参、郵送、電子メールにて（できるだけ Excel ファイルでの）添付のうえ送信

※郵送の場合は、３１日消印有効です。

※申請書は、「事業者」として提出してください。

※申請書に印鑑は不要です。

（３）値引きの対象となる一般消費者の件数

申請時の件数を記載してください。件数の定義はⅡ.補助金の概要と基本的な事項の３．のとおりです。

申請時の件数は、実績報告書**（様式５）**で確定しますので、申請後に件数の増減が生じても結構です。まずは、期限内に申請願います。

ただし、補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとする場合等は、計画変更申請書**（様式３）**の提出を願います。

## Ⅳ.事業の実施と実績報告書の提出、請求手続き

１．「大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金交付決定通知書」（**様式２**）の送付

Ⅲの交付申請書を提出された事業者には、協会から交付決定通知書（**様式２**）を送付、又は、電子メールに添付して送信します。

２．「大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金実績報告書」（**様式５**）の提出

ＬＰガス料金の値引き件数と総額が確定しましたら、速やかに（事業完了から３０日以内）協会まで実績報告書（**様式５**）を提出願います。

値引き原資の協会への請求額は、一般消費者等に値引きを行った総額（消費税を含む）を消費税率１０％で割り引いた額となります。

例　値引き額１，６５０円／１．１＝請求額１，５００円

値引き対象となった一般消費者等の件数の根拠として、**別紙１**「概算請求兼実績報告集計表」並びに、**別紙２**「概算請求兼実績報告　明細一覧表」に記入して添付してください。

一般消費者等の値引きを実施した検針票、請求書等の控え並びに、補助事業の経費に関する帳簿及びすべての証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後５年間（令和１１年度まで）保管し、協会、または県、国等の閲覧に供せるよう保管してください。

なお、本補助事業の完了の日の属する年度の終了後５年以内（令和１１年度まで）に権利譲渡等をした場合は、一般消費者等の値引きを実施した検針票、請求書等の控え並びに、補助事業の経費に関する帳簿及びすべての証拠書類は、必ず協会に提出をしていただきます。

３．「大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金精算払請求書」（**様式７**）の提出

上記２の実績報告書と同時に、精算払請求書（**様式７**）を協会まで提出願います。

なお、右上の日付は空欄にしておいてください。

４．「大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金額確定通知書」（**様式６**）の送付

上記２の実績報告書を提出されましたら、協会から補助金額確定通知書を郵送いたします。

５．補助金の支払い

上記３．の請求に基づき、協会から指定の口座に振り込みます。

## Ⅴ.概算払いについて

販売事業者の一般消費者への値引き額の立て替え負担の軽減のため、実績報告の前に概算払い（２月検針の値引き実績）の請求をし、支払いを受けることができます。

１.「大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金概算払請求書」**（様式８）**の提出

概算払いを希望する販売事業者は、希望する月のＬＰガス料金の請求件数、値引き総額が確定しましたら、概算払請求書**（様式８）**と**別紙１**「概算請求兼実績報告集計表」並びに、**別紙２**「概算請求兼実績報告　明細一覧表」に記入して提出してください。２月検針の概算請求は３月中に提出してください。

以降の手続きは、Ⅳの２．から４．と同じです。

なお、概算払いの総額と実績報告書に基づくⅣの３．の総額が異なる場合には、４．の精算払い請求書**（様式７）**に協会から通知する補助金額確定通知書の補助金額を記載され、概算払いの総額が補助金額を超えている場合は、△又はマイナス表示にて返還額を、補助金額を下回る場合には、差額を記載してください。概算払いの総額と補助金額が同額の場合には、精算払請求額は、０円となります。

## VI. 検針、請求、料金受領時等のチラシについて

検針票、請求書、Ｗｅｂ明細、領収書に「大分県からの支援により、令和６年２月検針分のＬＰガス料金から、上限 1,500 円（消費税を除く）が値引きされます。」等を明示するか、別添のチラシ（P23）を必ず値引きしたお客様にお渡しください。

なお、減額の表示例は下記のとおりです。

### 値引き額（消費税を含む場合）

| ２月　ガス使用量<br>〇〇．〇㎥ | 請求予定金額<br>（消費税を含む） | ３，８５０円 |
|---|---|---|

いつもありがとうございます。

引き落とし予定日２月〇〇日

〇〇町０－０－０
□□ガス店
電話０００－００００

| | |
|---|---|
| 基本料金 | 2,000円 |
| 従量料金 | 3,000円 |
| 小計 | 5,000円 |
| 消費税（１０%） | 500円 |
| | △1,650 円 |

### 値引き額（消費税を除く場合）

| ２月　ガス使用量<br>〇〇．〇㎥ | 請求予定金額<br>（消費税を含む） | ３，８５０円 |
|---|---|---|

いつもありがとうございます。

引き落とし予定日２月〇〇日

〇〇町０－０－０
□□ガス店
電話０００－００００

| | |
|---|---|
| 基本料金 | 2,000円 |
| 従量料金 | 3,000円 |
| 小計 | 5,000円 |
| | △1,500 円 |
| 消費税（１０%） | 350円 |

別添３

# 大分県 LP ガス価格激変緩和対策
# 事業費補助金
# Ｑ＆Ａ

令和５年１２月１４日

一般社団法人大分県ＬＰガス協会

【本事業の趣旨について】

| Q.1　本事業の目的や趣旨は |
|---|

A　本補助金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金）を財源とし、物価高騰の影響を受けている生活者の支援が目的となっています。

| Q.2　本事業に必ず参加しなければならないのか |
|---|

A　参加は、原則任意ではありますが、県内のLPガス利用者の負担軽減を図る趣旨であることにより、販売事業者としての責務と考えますので、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

| Q.3　支援金の金額（消費税を除く。）はいくらなのか |
|---|

A　一般消費者等１契約（書面交付を交付済みの方）につき上限１，５００円（消費税を除く。）の値引きによる支援。

【対象となる販売事業者について】

| Q.4　県内に本店・支店が複数ある場合は |
|---|

A　販売事業者単位となります。
（事業所が数か所ある場合は、販売事業者で一括して申請してください。）

| Q.5　県外の販売事業者が大分県に顧客を有する場合は、本事業の対象事業者か |
|---|

A　県内の家庭・業務用の消費者、１契約（書面交付を交付済みの方）につき対象となりますので、県外の販売事業者であっても対象事業者となります。

Q.6　コミュニティーガス（旧簡易ガス）は対象か

A　対象となります。

Q.7　コミュニティーガス（旧簡易ガス）の事業者が本事業に参加する場合、ガス事業法の手続きは

A　　経過措置団地へ供給の事業者は、特別供給条件許可申請が必要となりますので、詳細は九州経済産業局電力ガス事業課にお問い合わせください。

　また、自由化契約団地へ供給の事業者は、お客様向けの書面交付（ガス事業法第14条・15条）が必要となります。

【値引きの対象消費者について】

Q.8　どのような消費者が対象か

A　県内すべての家庭・業務用のLPガス一般消費者等（書面交付を交付済みの方）が対象となります。

　ただし、質量販売による消費者、工業用等の高圧ガス保安法上の消費者並びに、国及び地方公共団体は対象外となります。

Q.9　大分県在住の消費者と考えてよいか。戸籍が県外でも支給できるのか

A　大分県在住の契約者（書面交付を交付済みの方）が対象となります。戸籍は関係ありません。

Q.１０　協会に、お客様から値引きがないという問い合わせがあり、立ち入り検査の結果値引きの証拠が確認できなかった場合

A　当該補助金の全部または一部を返還いただくこととなります。

Q.１１　公共施設は対象外とあるが、役所が民間委託している施設などは対象か。

A　LP ガス料金の支払いが、施設の利用者（テナント等）及び自治会所有の公民館（書面交付を交付済みの場合）は対象となります。

ただし、地方公共団体所有の施設で管理者が民間事業者（指定管理者等）である公共施設は対象外となります。（地方公共団体から管理料が支払われていない場合を除く）

なお、判断が難しい場合は協会にご確認ください。

Q.１２　二世帯住宅はそれぞれ対象か

A　１契約（書面交付を交付済み）のみの場合は、１契約分のみが対象となります。

世帯毎に契約（書面交付を交付済み）し、基本料金＋従量料金がそれぞれに発生している場合は、それぞれに対象となります。

Q.１３　会社住宅で会社がすべてのメーターを契約している場合はどのようになるのか

A　原則、値引きは会社（書面交付を交付済み）への請求分のみが対象となります。

ただし、個別に契約（書面交付を交付済み）している場合は、メーター毎に値引き対象です。

【値引きができない対象消費者について】

Q.１４　基本料金は発生するが、利用実績が無い（０㎥）消費者は対象か

A　２月のガスメーター検針のお客様が対象です。

ＬＰガス料金とは、基本料金＋従量料金ですので、対象となります。

Q.１５　別荘など使用が不定期な消費者・料金滞納者・半年払いなど毎月の支払がない消費者も対象か

A　２月のガスメーター検針があれば、対象となります。

※２月のガスメーター検針とは、

２月１日～２月２９日までに行った検針をいいます。

【転入居の消費者の対応について】

| Q.１６　消費者が２月検針前に退去した場合対象となるのか |
|---|

Ａ　２月のＬＰガスメーター検針が対象となります。

※２月のガスメーター検針とは、

２月１日～２月２９日までに行った検針をいいます。

| Q.１７　２月に入居した消費者も補助の対象となるのか |
|---|

Ａ　２月のＬＰガスメーター検針が対象となります。

※２月のガスメーター検針とは、

２月１日～２月２９日までに行った検針をいいます。

【値引き手続き関係について】

| Q.１８　値引きの期間はいつまで可能か |
|---|

Ａ　２月のガスメーター検針で売り上げが上がる場合が対象です。

２月検針で基本料金と従量料金が上限１，５００円に満たない場合は、

３月検針で不足分を支援助成されますが、４月までの延長はありません。

※２月の検針とは、２月１日～２月２９日までに行った検針をいいます。

※３月の検針とは、３月１日～３月３１日までに行った検針をいいます。

| Q.１９　１回でまとめて１，５００円（消費税を除く。）の値引きは可能か |
|---|

Ａ　２月のガスメーター検針で、ＬＰガス料金が１，５００円（消費税を除く。）を超えていれば、原則１回で値引きをお願いいたします。

また、２月、３月に分割して値引きをすることもできます。

ただし、４月からは対象外となります。

Q.２０　消費者への値引き周知は、検針伝票又は請求書への明記でよいのか

A　「大分県からの支援により、令和６年２月検針分のＬＰガス料金から、上限 1,500 円（消費税を除く）が値引きされます。」等を検針票や請求書に明示するか、別添のチラシ（Ｐ23）を準備していますので、そのチラシで明記に代えることができます。協会ＨＰ「大分県ＬＰガス価格激変緩和対策事業費補助金」のその他関係書類ダウンロードにチラシデータをアップしております。

Q.２１　システムの都合等により検針票や請求書への明示記載が困難な場合の対応は

A　チラシの添付等より対応ください。

ただし、検針票等で値引きされている事が一般消費者等に分かるようにしてください。

なお、圧着ハガキの請求書並びに電子請求書にて明示記載が困難な場合は大分県ＬＰガス協会へお問い合わせください。

Q.２２　書面交付の確認はいつ行うのか

A　実績報告後５年間保存が義務付けられていますので、後日の立入調査を行った際などに確認をする場合があります。

万が一書面交付をしていない、若しくは令和６年３月以降の契約の消費者が判明した場合は、補助金の返納等について、大分県の判断を仰ぎます。最悪の場合は、その消費者だけでなく、全額補助金の返納を求める場合があります。

チラシの添付等より対応ください。

Q.２３　当該事業の実績報告はいつまでに行わなければならないのか

A　最後の検針終了後３０日以内に報告をお願いします。

Q．２４　概算払請求書並びに精算払請求書の提出時に添付する別紙１「概算請求兼実績報告集計表」、別紙２「概算請求兼実績報告明細一覧表」を自社作成でもよいか

A　別紙１並びに別紙２の内容を包含されていれば問題ありませんが、必ず Excel ファイルにて作成してください。Excel ファイルはデータとして送信してください。

Q.２５　補助金の入金はいつ頃になるのか

A　協会へ概算請求書並びに精算払請求書が届いてから１ヶ月～2 ヶ月程度の見込みです。

Q．２６　値引き分を立て替えることにより、資金繰りの問題があることから、補助金の前払いは可能か

A　資金繰りが難しい場合は、概算払い(２月検針の値引き実績)請求での支払いも可能とします。

Q.２７　値引の方法は、消費税率を乗ずる前か後かどちらの金額で処理するのか

A　消費税率を乗じる前か後かは、事業者で判断してください。

Q.２８　申請書類の提出方法は

A　持参、郵送又はメールにて（できるだけ Excel ファイルでの）提出をお願いします。
不明な点は、大分県ＬＰガス協会へご確認してください。
問合せ先及びメールは以下よりお願いします。
名称　大分県ＬＰガス協会
電話　097-558—5483
E-mail　hojokin@oitalpg.or.jp

【その他の疑義について】

Q.２９　振込手数料も補助金の対象か

A　ＬＰガス料金からの値引きであることから、振込手続き等の業務が発生することはないため、対象外です。

Q.３０　交付申請時と精算払請求時において、消費者戸数が増減するが問題ないか

A　消費者の入退去がありますので、問題ありません。

Q．３１　概算払い請求で申請した金額より支払い実績が少なくなった場合はどうしたらよいか

A　概算払い金額と実績報告請求書との差額分で剰余分は返金頂く必要があります。
不足分があった場合、実績内容を確認後、残りの支援金額をお振込みします。

別紙１

# 概算請求兼実績報告集計表

消費税を含む場合

| | |
|---|---|
| 事業者名 | 0 |
| 記載担当者名 | 0 |

| 令和６年２月検針 | 値引き<br>消費者件数 | 消費者への<br>値引額 | 補助金額 |
|---|---|---|---|
| **液石法に基づく家庭・業務用消費者** | **件** | **0円** | **0円** |
| **コミュニティーガスでの家庭・業務用需要家** | **件** | **0円** | **0円** |

| 令和６年３月検針 | 値引き<br>消費者件数 | 消費者への<br>値引額 | 補助金額 |
|---|---|---|---|
| **液石法に基づく家庭・業務用消費者** | **件** | **0円** | **0円** |
| **コミュニティーガスでの家庭・業務用需要家** | **件** | **0円** | **0円** |

| 消費者値引き　総計 | 値引き<br>消費者件数 | 消費者への<br>値引額 | 補助金額 |
|---|---|---|---|
| **液石法に基づく家庭・業務用消費者** | **件** | **0円** | **0円** |
| **コミュニティーガスでの家庭・業務用需要家** | **件** | **0円** | **0円** |

| 販売事業者経費 | 値引き<br>消費者件数 | | 補助金額 |
|---|---|---|---|
| **基本料金 25,000円** | | | **25,000円** |

| 補助金請求額 | |
|---|---|
| | **25,000円** |

別紙２

消費税を含む場合

# 概算請求兼実績報告　明細一覧表　（液石法関係）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業者名 | 0 | 電話番号 | 0 | | ２月請求件数 | 件 |
| 記載担当者名 | 0 | | | | ３月請求件数 | 件 |

| | | | ２月検針 | | | | ３月検針 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｎｏ | 番号又はお客様コード | 住所（市町村名） | ２月分ガス代請求額（税込） | ①消費者への値引額（税込） | 請求残高 | 補助金請求額 | 補助金残 | ３月分ガス代請求額（税込） | ②消費者への値引額（税込） | 請求残高 | 補助金請求額 | ③=①+②消費者への値引額（税込） | 補助金請求額 |
| 計 | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 1 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 2 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 3 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 4 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 5 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 6 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 7 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 8 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 9 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 10 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 11 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 12 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 13 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 14 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 15 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 16 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 17 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 18 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 19 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 20 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 21 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 22 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 23 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 24 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 25 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 26 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 27 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 28 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 29 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 30 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 31 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 32 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 33 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 34 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 35 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 36 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 37 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 38 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 39 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 40 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 41 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 42 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 43 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 44 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 45 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 46 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 47 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 48 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 49 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 50 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 51 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 52 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 53 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 54 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 55 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 56 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 57 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 58 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 59 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 60 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |

別紙２

消費税を含む場合

# 概算請求兼実績報告　明細一覧表　（簡易ガス関係）

| 事業者名 | 0 | 電話番号 | 0 |
|---|---|---|---|
| 記載担当者名 | 0 | | |

| ２月請求件数 | 件 |
|---|---|
| ３月請求件数 | 件 |

| | | | ２月検針 | | | | ３月検針 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｎｏ | 番号又はお客様コード | 住所（市町村名） | ２月分ガス代請求額（税込） | ①消費者への値引額（税込） | 請求残高 | 補助金請求額 | 補助金残 | ３月分ガス代請求額（税込） | ②消費者への値引額（税込） | 請求残高 | 補助金請求額 | ③=①+②消費者への値引額（税込） | 補助金請求額 |
| 計 | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 1 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 2 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 3 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 4 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 5 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 6 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 7 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 8 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 9 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 10 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 11 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 12 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 13 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 14 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 15 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 16 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 17 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 18 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 19 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 20 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 21 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 22 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 23 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 24 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 25 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 26 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 27 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 28 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 29 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 30 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 31 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 32 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 33 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 34 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 35 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 36 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 37 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 38 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 39 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 40 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 41 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 42 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 43 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 44 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 45 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 46 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 47 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 48 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 49 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 50 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 51 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 52 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 53 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 54 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 55 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 56 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 57 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 58 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 59 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 60 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |

別紙１

# 概算請求兼実績報告集計表

消費税を除く場合

| 事業者名 | 0 |
|---|---|
| 記載担当者名 | 0 |

| 令和６年２月検針 | 値引き<br>消費者件数 | 消費者への<br>値引額 | 補助金額 |
|---|---|---|---|
| **液石法に基づく家庭・業務用消費者** | **件** | **0円** | **0円** |
| **コミュニティーガスでの家庭・業務用需要家** | **件** | **0円** | **0円** |

| 令和６年３月検針 | 値引き<br>消費者件数 | 消費者への<br>値引額 | 補助金額 |
|---|---|---|---|
| **液石法に基づく家庭・業務用消費者** | **件** | **0円** | **0円** |
| **コミュニティーガスでの家庭・業務用需要家** | **件** | **0円** | **0円** |

| 消費者値引き　総計 | 値引き<br>消費者件数 | 消費者への<br>値引額 | 補助金額 |
|---|---|---|---|
| **液石法に基づく家庭・業務用消費者** | **件** | **0円** | **0円** |
| **コミュニティーガスでの家庭・業務用需要家** | **件** | **0円** | **0円** |

| 販売事業者経費 | 値引き<br>消費者件数 | | 補助金額 |
|---|---|---|---|
| **基本料金 25,000円** | | | **25,000円** |

| 補助金請求額 | |
|---|---|
| | **25,000円** |

別紙２

消費税を除く場合

# 概算請求兼実績報告　明細一覧表　（液石法関係）

| 事業者名 | 0 | 電話番号 | 0 |
|---|---|---|---|
| 記載担当者名 | 0 | | |

| ２月請求件数 | 件 |
|---|---|
| ３月請求件数 | 件 |

| | | | ２月検針 | | | | ３月検針 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｎｏ | 番号又はお客様コード | 住所（市町村名） | ２月分ガス代請求額（税込） | ①消費者への値引額（税込） | 請求残高 | 補助金請求額 | 補助金残 | ３月分ガス代請求額（税込） | ②消費者への値引額（税込） | 請求残高 | 補助金請求額 | ③=①+②消費者への値引額（税込） | 補助金請求額 |
| 計 | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 1 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 2 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 3 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 4 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 5 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 6 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 7 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 8 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 9 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 10 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 11 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 12 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 13 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 14 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 15 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 16 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 17 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 18 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 19 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 20 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 21 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 22 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 23 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 24 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 25 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 26 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 27 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 28 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 29 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 30 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 31 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 32 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 33 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 34 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 35 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 36 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 37 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 38 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 39 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 40 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 41 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 42 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 43 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 44 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 45 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 46 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 47 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 48 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 49 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 50 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 51 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 52 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 53 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 54 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 55 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 56 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 57 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 58 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 59 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 60 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |

別紙２

消費税を除く場合

# 概算請求兼実績報告　明細一覧表　（簡易ガス関係）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事業者名 | 0 | 電話番号 | 0 |
| 記載担当者名 | 0 | | |

| | |
|---|---|
| ２月請求件数 | 件 |
| ３月請求件数 | 件 |

| | | | ２月検針 | | | | ３月検針 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｎｏ | 番号又はお客様コード | 住所（市町村名） | ２月分ガス代請求額（税込） | ①消費者への値引額（税込） | 請求残高 | 補助金請求額 | 補助金残 | ３月分ガス代請求額（税込） | ②消費者への値引額（税込） | 請求残高 | 補助金請求額 | ③=①+②消費者への値引額（税込） | 補助金請求額 |
| 計 | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 1 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 2 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 3 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 4 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 5 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 6 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 7 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 8 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 9 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 10 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 11 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 12 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 13 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 14 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 15 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 16 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 17 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 18 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 19 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 20 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 21 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 22 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 23 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 24 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 25 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 26 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 27 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 28 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 29 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 30 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 31 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 32 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 33 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 34 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 35 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 36 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 37 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 38 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 39 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 40 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 41 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 42 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 43 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 44 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 45 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 46 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 47 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 48 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 49 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 50 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 51 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 52 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 53 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 54 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 55 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 56 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 57 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 58 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 59 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 60 | | | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |